

なごみの家 運営規程（令和6年 4月 1日 現在）

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

概 要

名称	きらり健康生活協同組合 なごみの家	保険事業者指定番号	0770101749
責任者	管理者 渡邊 高広	開設年月日	2003年4月7日
目的	認知症高齢者に対し、日常生活における援助等を行う事により、認知症の進行を穏やかにし、行動障害を減少させ、安定した生活の支援すること。		
運営方針	① 個人の意思の尊重 ② 残存機能の活用 ③ 社会生活の継続 ④ 家庭的な雰囲気		
定員	1ユニット当り定員 9名（ユニット数：2ユニット） 総定員18名		
入居一時金の取り扱い	入居時には一時金等の費用は徴収しておりません。		
緊急対応方法	入居者に健康上の急変があった場合は、医療機関への受診等の必要な措置を講ずるとともに、家族に速やかに連絡いたします。また、夜間における緊急時の為、別途記載の緊急医療機関と連携をとります。		
防犯防災設備 避難設備等の概要	各居室からは直接外部へ出られる構造となっており、共有部分に関しては2方向避難確保しています。また、主な防災設備としては、自動火災報知設備、小型消火器、非常照明設備、放送設備、誘導等を設置しています。		
非常災害対策	管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。		
身体拘束・虐待防止等	原則として利用者に対し身体拘束・高齢者虐待等を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。また、利用者または代理人に対して身体拘束の必要性を説明し、文書による同意を得ることとします。 虐待防止のための措置として（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（2）利用者及び家族からの苦情処理体制の整備（3）その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通達します。		
職員に対する ハラスメント	利用者又は家族が、施設や施設職員又は利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）、過剰な要求並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を終了することができる。		
個人情報の取り扱い	個人情報の取り扱いについては関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを行います。		
地域との連携	地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した介護を提供できるように、地域住民や自治組織との連携及び交流を図り、地域に開かれた運営を行います。		
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険株式会社		

職員体制（主たる職員）

- | | | |
|------------|-------|----------------|
| 1. 管理者 | 1名 | 職員及び業務全体の管理を行う |
| 2. 介護職員 | 14名以上 | 直接の介護援助を行う |
| 3. 計画作成担当者 | 1名以上 | 入居者のケアプラン作成を行う |

勤務体制

- | | | | | |
|----|----|----|-----------------|------------------|
| 昼間 | 6名 | うち | 早出6：40～15：15、2名 | 遅出11：25～20：00、2名 |
| | | | 日出8：55～17：30、2名 | |
| 夜間 | 2名 | | 16：10～翌10：00、2名 | |

利用にあつたつての留意事項

- ・面会時間 面会は24時間可能です。但し、20時以降は施錠いたしますので職員に連絡が必要です。来訪者の方が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。
- ・外出、外泊 ご自由に外出、外泊することができます。但し、職員に必ず申し出下さい。

協力医療機関

- 上松川診療所
- 須川診療所
- はら歯科口腔外科・嚙下 曾根田駅前
- 松北歯科クリニック
- 五十嵐歯科クリニック

苦情相談窓口

- | | | | |
|---------|-------------------|-------------------|-------|
| 苦情受付担当者 | 山田 兼吾 | 苦情解決責任者 | 渡邊 高広 |
| 連絡先 | (TEL)024-555-1020 | (FAX)024-555-1311 | |

利用料金

- 介護保険給付の給付対象となるサービスがご契約者負担とする。
入浴、排泄、着替え、食事等の介助その他日常生活上の介助、日常生活の中での機能訓練、相談、援助等のサービスが受けられます。

○認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

○介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとする。

2. 介護保険給付対象外サービス（次に掲げる項目については、別に利用料金をご契約者負担とする。）

家賃	1,400円/日	水道光熱費	800円/日
食事代	1,580円/日		
個別使用の電気製品の電気料金	50円/日（2品まで） 100円/日（4品まで） 150円/日（6品まで）		
個人消耗品の費用	個人で使用した品等は実費精算で自己負担となります。		

*家賃、敷金及び介護などその他の日常生活上必要な便宜給与の対価として受領する費用以外の金品（いわゆる権利金など）は受領しません。

付 則

この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。